

1 基本構想の策定にあたって

(1) 構想の目的

鶴ヶ島市では、団塊の世代が多いことから急速な高齢化が進んでおり、中央図書館が開館した平成8年と比較して、市の人口構成が大きく変化してきています。既に減少し始めた生産年齢人口や年少人口にも目を向けるとともに、高度情報化社会の進展など、図書館を取り巻く状況が刻々と変化する中、この鶴ヶ島市立図書館基本構想は、今後10年を見据えた鶴ヶ島市立図書館のビジョンを掲げるとともに、その実現に向けた取組みの基本的な方向性を明らかにすることを目的とします。

(2) 構想の位置付け

本市は急速な高齢化を課題とする中、平成23年度に「第5次鶴ヶ島市総合計画」を策定し、「鶴ヶ島は 元気にする ～明日につながる活力のまち 支えあう安心のまち～」を目指すべき将来像として掲げています。

また、鶴ヶ島市教育振興基本計画及び鶴ヶ島市公共施設等利用計画など市で推進している計画や、図書館で策定した第2次鶴ヶ島子ども読書活動推進計画の取組みも踏まえて策定したものです。

2 図書館の特徴と課題

(1) 図書館の特徴

① 中央図書館、市内6分室のネットワーク化

昭和50～60年代初めの鶴ヶ島市では、市内各地域で文庫活動が活発に行われ、身近な場所で市民が本に触れ合う機会を提供してきました。その後、公民館（現市民センター）の建設に合わせ分室から整備が進み、平成8年には市民の念願であった中央図書館が開館しました。

現在では、市域17.65k㎡の中に中央図書館を核として、市民センターに併設された6つの図書館分室があり、中央図書館や各分室はネットワーク化が図られ、市民の利用に迅速に対応できるよう整備されています。

また、平成17年から東武東上線若葉駅東口前の市民活動推進センター（現在は若葉駅前出張所）で、予約資料の受取り及び返却ができるようになり、若葉駅を利用する市民には利便性が高く年々利用も増えています。

② 県内でも上位に位置する1人当たりの貸出冊数

中央図書館が開館した平成8年度の貸出点数は523,219冊でしたが、利用は年々増加し、最も利用の多かった平成11年度は1,360,674冊に達しました。それ以降、横ばいから微減傾向となり、平成26年度は721,151冊の利用に留まっています。しかしながら、市民一人当たりの貸出冊数は8.76冊/人に達し、県内63自治体のうち3位の利用状況となっています。

(2) 課題

① 利用人数の減少

図書館の利用が減少傾向にある要因としては、急速な少子高齢化による利用者の年齢構成の変化や、資料購入予算の減額、インターネット等様々な情報ツールの普及などが考えられます。また、中央図書館は18時閉館、各分室は17時閉館のため、就労されている方が平日に利用しやすい環境とはいえません。

② 施設・設備の老朽化

中央図書館は開館後 19 年が経過し建物や設備の老朽化が進んでおり、今後の大規模改修に合わせ、どのような機能を持つ施設にしていくか検討しなければならない時期に来ています。また、市民センターに併設された分室は、開館後 20 年から 30 年経過しており、修繕箇所も年々増えてきています。

③ 技術革新への対応遅れ

平成 8 年の中央図書館開館当時は最新の技術やサービスを駆使した図書館でしたが、IT 社会¹が進行する中で、新たな情報サービスや機器導入の環境整備の遅れに伴い、図書館に新たな価値を求める市民のニーズに応えるのが困難な状況になっています。

④ サービス多様化への遅れ

これまで図書館は、基幹業務である図書資料の貸出やレファレンス²などを中心にサービスを行ってきました。しかし、現在では、インターネットや商用データベース³などを活用した情報サービス、就職、起業、職業能力開発や健康・医療など地域課題に対応したサービス、市の各部署その他行政機関との連携などの遅れが課題となっています。

⑤ 郷土資料整備の遅れ

鶴ヶ島市の過去、現在について市民が知識を得、そして未来を考えていくための資料となる郷土資料については、多岐に渡って積極的に収集・保存していますが、市民へ提供するための環境が十分に整っているとは言えない状況です。収集した資料を保存・活用するためにデジタル化の検討も必要です。

¹ IT 社会: IT はインフォメーション・テクノロジーの略。インターネットなどにより情報を得る、情報化社会のこと。

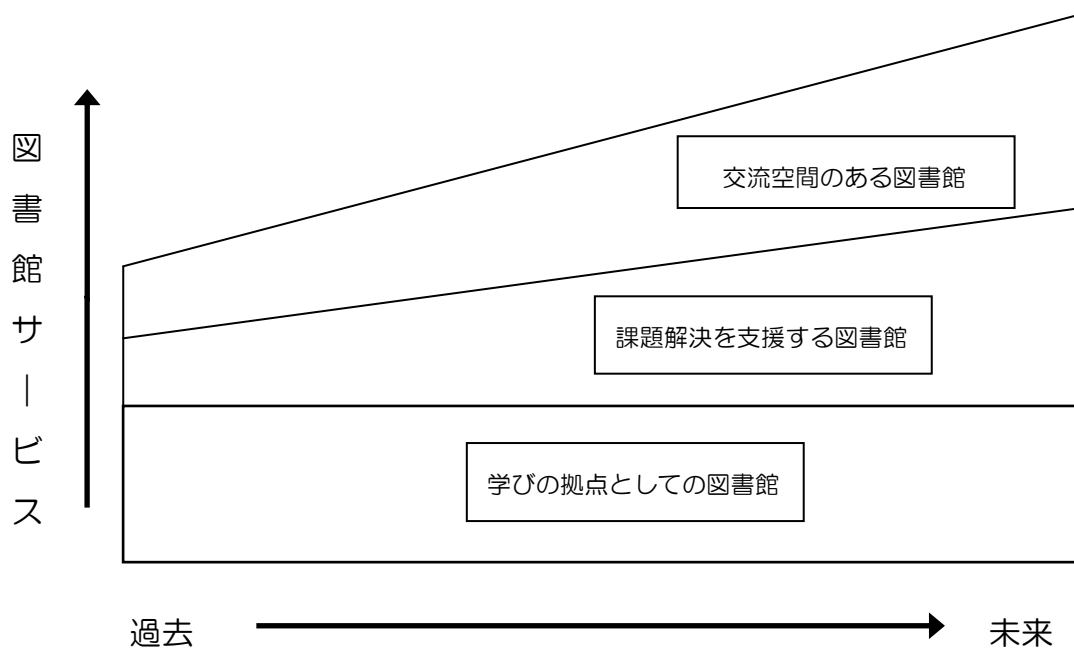
² レファレンス: 参考調査。図書館資料を使って、利用者の調べものや資料・情報探しを手伝うサービス。

³ 商用データベース: 企業などが開発、構築し、インターネットで提供される有料のデータベース。図書館で契約することにより、利用者は無料で使うことができる。

3 これからの図書館像

これまでの図書館は、静寂さを保ちながら市民の学びの空間として、資料を収集し生涯学習や調査研究、趣味・娯楽などの様々な目的に活用される、いわゆる文化教養型施設としての役割を担ってきました。近年では、さらに個人や地域における課題解決を支援するための役割が重要視されるようになり、資料のデジタル化や電子書籍⁴、商用データベースの活用など、新たな取組みの始まっている図書館もあります。

今後はさらに、様々な市民が気軽に集えるサードプレイス⁵としての役割とともに、各々の能力や関心に応じて、互いに連携・協力しあう交流空間としての役割を担うことを目指していきます。



⁴ 電子書籍:紙ではなく、デジタル機器で読む、本や雑誌などの資料。

⁵ サードプレイス:自宅（ファーストプレイス）でも職場（セカンドプレイス）でもない、心地の良い第三の居場所。

4 鶴ヶ島市立図書館基本構想

(1) 基本コンセプト

図書館では、市をとりまく社会の変化を的確に捉え、図書館のサービスをより充実させ、まちが活性化するための栄養剤のような役割を果たすことで、鶴ヶ島市やそこに住む市民をもっと元気にしたいと考えました。

そこで、基本構想の基本コンセプトを

「鶴ヶ島を元気にする図書館」
—市民を支え、活力あるまちづくりに寄与する図書館—

とします。

(2) 基本目標

図書館では、上記の基本コンセプトを実現するために、次の6つの基本目標を柱に、新たな図書館サービスの充実を図ります。

① 情報発信する図書館

市の動きや、市内外で活躍する市民の情報を収集・保存し、速やかに検索、利用できる環境を整えます。

ホームページやツイッター⁶、フェイスブック⁷などの活用や、市広報、図書館だより、各種の資料展示などを通じて、タイムリーで積極的な情報発信に努めます。

⁶ ツイッター:140字の短文の投稿を共有する、インターネット上のサービス。

⁷ フェイスブック:仲間との交流を目的として開発された、インターネット上で構築するサービス。

② 市民の課題解決に役立つ図書館

インターネットや商用データベースなどを活用した情報サービスをはじめ、就職、起業・起農・創業支援、能力開発や健康・医療など地域課題に対応する情報の整備・提供に努めるとともに、必要に応じて関係機関と情報を求める市民をつなぎ、課題解決へのお手伝いをします。

また、図書館職員のスキルアップに努め、レファレンスの充実など市民の学びにきめ細かく応えます。

③ 市民の生涯学習を支える図書館

鶴ヶ島市教育振興基本計画の基本方針にある「人が学び、人が生きる社会を支える」を受けて、乳幼児から高齢者まで各世代の人たちが、気軽に利用できる図書館にします。資料の充実を図り多様な市民の学習要求に応えます。

④ 子どもの成長を支える図書館

教育振興基本計画の基本方針にある「社会に出て自立していける子どもを育てる」「地域ぐるみで子どもを育てる」を受け、心豊かな子どもたちを育てるため、身近なところでおはなし会や読み聞かせを行い、本に親しむ機会を積極的に提供し、本を通じて子育てを支援していきます。

⑤ 郷土意識を深める図書館

行政情報資料や地域資料の収集・保存は、公共図書館の大きな使命です。

現在、そして後世のために、計画的な収集とともに、保存・活用に向けて研究を進めます。

⑥ 市民の交流・くつろぎの空間のある図書館

人と人、人と情報が出会い、図書館を拠点に様々な人たちがコミュニケーションを深め、集い、交流の場としての活用を推進していきます。

読書を楽しみながらくつろげるカフェスペースの設置など、サードプレイスとしての活用も進めます。

(3) 図書館サービスについて

6つの基本目標を具現化するための、具体的な図書館サービスについて考えたものです。

① (仮) つるがしまどこでもライブラリー

本を媒介として、つるがしまの街中を本で満たし、鶴ヶ島を元気にします。市民や企業と協働で「(仮) つるがしまどこでもライブラリープロジェクト」を立ち上げ、市内の公共施設や賛同してくれる民間の店舗などに、特長を活かした本棚を設置します。本棚をコミュニティスポットとして、地域との交流や情報発信の場とし、交流会やミニ講座などを企画することで人を呼び、まちの活性化につなげます。

② 地域振興支援サービス

中央図書館にコンシェルジュカウンター⁸を置き、市の最新情報、名所、お店、地域産業等の情報提供をします。サフランなど、鶴ヶ島ブランドの展示やPRを積極的に行います。

また、インターネットや商用データベースなどを活用した情報サービスをはじめ、地域課題に対応する情報の整備・提供に努めます。そして市役所の各部署や関係行政機関と連携し、資料・情報の収集、提供を行います。

あわせて、地域交流や、グループ学習が出来るようにコワーキングスペース⁹を提供します。

各サービスに対応できるよう、職員のスキルアップに努めます。さらに、市民の持つ学習、文化要求に応える選書や、利用者の求めに応じたレファレンスなどの充実を図ります。

③ 利用対象別のニーズにあったサービス

心豊かな子どもたちを育むため、身近なところでおはなし会や読み聞かせを行い、本に親しむ機会を積極的に提供し子育てを支援していきます。特に子育て関係では、本と子どもたちをつなぎ、ブックスタートやあかち

⁸ コンシェルジュカウンター：利用者のありとあらゆる要望に応えるスペシャリストのいるカウンター。

⁹ コワーキングスペース：主に交流を目的とした、仕事や打ち合わせなどをするスペース。

ゃんタイムの実施、読み聞かせ、親子読書など年齢に対応した事業に積極的に取り組みます。また、スタンプラリーや読書マラソン¹⁰などを実施し、読書推進を図ります。

図書館から遠ざかりがちなティーンズ世代（10～20代前半）に対しては、利用しやすく、同世代の交流を生み出すスペースを提供します。「鶴ヶ島ラノベクエスト」¹¹を継続的に開催し、図書館を拠点としてライトノベルなどメディア文化の最新情報を発信します。

急速な高齢化が課題である高齢者に対しては、生涯学習の場を提供するため、高齢者対象の講座を開催し、大活字本など、視力の低下した高齢者にも読みやすい資料の充実を図ります。また、福祉施設等と連携し、おはなし会等を実施します。

障がい者に対しては、障害者差別解消法¹²の主旨を受け、電子書籍の読み上げ機能、わかりやすいサインや案内等、利用に際しての障害をなくすように努めます。また、対面朗読推進のため、ボランティア団体の育成と連携を図ります。デイジー図書¹³や点字資料、大活字本の資料を充実し、来館が困難な人たちへ宅配サービスを充実します。

④ 学校との連携

図書館では、児童・生徒の読書活動の推進、学習の支援などを目的に、学校や学校図書館との連携を強化します。学校図書館司書と連携し、団体貸出や朝読書の推進、読書へのアニマシオン¹⁴、調べ学習への対応など年

¹⁰ 読書マラソン：読書推進を目的として拵がった、スタンプラリーに感想記入などを組み合わせたもの。

¹¹ 鶴ヶ島ラノベクエスト：ティーンズ世代の利用促進を目的に、ライトノベルやアニメ、コスプレといったメディア文化をテーマにしたイベント。

¹² 障害者差別解消法：障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行 平成25年法律第65号）

¹³ デイジー図書：視覚障がい者などに向けた、デジタル録音された本。

¹⁴ 読書へのアニマシオン：スペインのジャーナリスト、モンセラ・サルト氏が考案した本が読めない子、本に背を向けた子のための、読書教育法。

齢に応じた事業に積極的に取り組みます。読み聞かせボランティアスタッフ等の養成、スキルアップに努めます。また、学校との図書資料のネットワーク化を推進します。

平成27年度より施行された改正学校図書館法には、「学校司書の資質向上を図るため、研修の実施と必要な処置を講ずるよう努めなければならない」と書かれています。

学校図書館を教育指導への支援を行う情報・学習センターとして機能させるためにも、それぞれの学校に配置された学校司書が、図書館で各種の研修や情報交換を行います。これにより学校図書館と市立図書館は、団体貸出や図書館の利用研修に留まらない、より密度の高い連携が可能となります。

⑤ 郷土資料のアーカイブ¹⁵化

生涯学習課文化財担当とも連携し、地域に出て聞き取りをするなど、地域資料や行政情報資料を積極的に収集し、利用しやすい環境整備に努めます。

また、収集した資料の保存・活用のために、デジタル化に向けた研究を進めます。

¹⁵ アーカイブ:将来に残すことを目的に、重要記録を保存活用すること。

(4) 図書館管理運営について

図書館の今後の具体的な管理運営のあり方について考えたものです。

① 開館日、開館時間の拡大

現行の開館日、時間を見直し、市民ニーズも考慮に入れながら、高齢者、就業者等も利用しやすい開館日、開館時間とします。

② 市民との協働

図書館協議会から図書館運営について意見を聞き、市民が必要とする図書館は何かを常に意識し、事務改善に努めていきます。

図書館ボランティアの支援により、配架、書架整理、本やCDの修理、読み聞かせ、布絵本作成等の協力の輪をひろげます。

「図書館まつり」、「鶴ヶ島ラノベクエスト」等の行事を市民ボランティアとの協働で開催します。市民の協力により、メディア文化のほか、さまざまなジャンルの最新情報を発信したり、市民のもつスキルを生かした講座などを開催します。

③ ネットワーク化の推進

中央図書館と6分室の資料は既にネットワークで結ばれていますが、さらに学校図書館や女性センター図書室との図書資料のネットワーク化を進め、市民が利用しやすい環境を整備します。

(仮) つるがしまどこでもライブラリーにより、図書館の枠を飛び出して、市民がどこでも本を手にとることのできる環境を提供します。

相互貸借、広域利用、大学図書館等との連携を引き続き進めていきます。

④ 技術革新への対応

図書館では、技術革新への遅れに対応するため、次の案件について具体的な研究を進めます。

(ア) 市民の撮影した写真、動画などを広く収集し、郷土資料として、また、発表の場として配信していくコンテンツの開発を進めます。

(イ) 音楽配信サービスなど、新たなコンテンツの導入を検討します。

(ウ) 蔵書検索用のパソコン、インターネット接続端末(貸出用タブレットを含む)の充実を図ります。また、利用者持込のノートパソコンにお

いても、W i F i¹⁶などを活用し、インターネットが接続できる環境を提供します。

(エ) I Cタグ¹⁷等を活用した蔵書管理システムは、盗難防止や蔵書点検等の効率化が図れるとともに、自動貸出機、自動返却機、予約棚等を設置することにより、利用者のプライバシーを守った快適な貸出環境が創出できます。今後の導入に向けて研究を進めます。

⑤ 民間活力の活用

指定管理者制度¹⁸の活用、PFI¹⁹手法の導入、効率的で専門的な技能を取り入れるアウトソーシングなど、民間の技術と能力をこれからの図書館運営に活かす取り組みを進めます。

¹⁶W i F i (ワイファイ):インターネットに接続するための無線LANの規格。

¹⁷I Cタグ:無線I Cチップ。本の自動貸出や盗難防止などに活用できる。

¹⁸指定管理者制度:住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた。地方自治法第252条の17の5に基づく。

¹⁹PFI:PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。 内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI 推進室) より

(5) 図書館施設改修について

中央図書館は、開館後19年が経ち、施設面でも設備の古さが目立ってきています。さらに施設の老朽化も進み、早急な対策が必要です。

① ICTコーナーの設置

既存のAVコーナーをICTコーナーへ改修し、館内のWiFi環境を整え、利用者が持ち込むノートパソコン等で容易にインターネット接続できる環境を整備するとともに、タブレット端末の貸出なども行い、遅れたICT環境の改善に努めます。

② カフェスペースなどサードプレイスの提供

既存の休憩コーナーに読書を楽しみながらくつろげるカフェスペースなどを設置し、サードプレイスとしての活用を進めます。また、気軽に市民が交流できるスペースを提供します。

③ 築20年を見据えた大規模改修の計画

中央図書館では、給排水設備、屋上防水、空調設備、浄化槽等の老朽化が進んでおり、築20年を契機に、時代の要請を考慮した大規模改修を進めていく必要があります。

また、借地部分の取り扱いについては、公共施設等利用計画を踏まえ、適切に対応していく必要があります。